

様式第3号（第14条関係）別紙

平成23年度第4回幼児教育振興審議会会議録（詳細）

1. 日時 平成24年1月23日（月） 午後1時40分～2時30分
2. 場所 市役所3階 第4委員会室
3. 議題： (1) 平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについて

その他

- (1) 市川市幼児教育振興プログラムの評価
- (2) 次回開催日時について

4. 出席者 計26名

会長 高尾公矢委員、副会長 鈴木みゆき委員

委員 稲葉健二委員、鈴木敬子委員、富田友美委員、
田邊美代子委員、猪瀬ひろ委員、石神久美子委員、
齊藤隆委員 出席委員 9名

（欠席委員4名：大野委員、田中委員、荻野委員、齊藤委員）

関係課等 吉光こども部次長、

事務局 下川教育総務部長、高坂教育総務部次長、大野教育政策課長、
（所管課等）高橋就学支援課長、飯島就学支援課主幹、佐山就学支援課副主幹、
木村教育政策課副主幹、教育政策課鯉渕

【午後1時40分開会】

○大野課長

皆さんこんにちは。教育政策課大野でございます。

本日はお忙しい中、平成23年度第4回の市川市幼児教育振興審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、田中委員、荻野委員、齊藤委員の3人の方がご欠席というご連絡をいただいております。あと大野委員が若干遅れられるということですが、この会議につきましては10名の委員の方がご出席予定でございますので、市川市幼児教育振興審議会条例、第6条第2項により、委員の方の半数以上が出席されておりますので、審議会としては成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思えます。本日の資料、まず次第がA4の1枚ものがございます。それから審議資料20という答申書の素案と書いてあるA4の1枚ものがございます。それから参考資料3という、市川市幼児教育振興プログラムの評価、これはA3を6枚で綴ったものがございます。以上の資料でございますが、不足などございませんでしょうか。

本日の会議の終了時間でございますが、一応15時30分までを目途にお願いしたいと思っております。審議の流れによりましては多少前後することがあるかと思われまます。よろしくご協力お願い申し上げます。それでは高尾会長お願いいたします。

○高尾会長

それでは皆さんこんにちは。これより第4回市川市幼児教育振興審議会を開催いたします。

本日の議題は幼稚園保育料の見直しについてですが、前回の審議会では幼稚園保育料の金額、そしてその時期について、ある程度の方向につきましてご審議を頂きました。

本日は事務局より前回の議論につきまして答申（素案）という形でまとめていただいておりますので、前回に引き続きましてそれについてご審議をお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いします。

○高橋課長

みなさんこんにちは。就学支援課長の高橋です。よろしくお願いいたします。それでは前回の第3回幼児教育振興審議会に引き続きまして、公立幼稚園の保育料の見直しについて、ご審議をお願いいたします。

それではお手元にごございます審議資料20答申書（素案）についてご説明いたします。

この資料は前回の審議の中で、皆様から出されたご意見のうち、共通理解が得られた内容について、箇条書きにさせていただいたものがございます。素案とさせていただきますのは、今後、答申書を作成する際のたたき台として頂ければと考えておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。

それではまず答申の本文ですが、「市川市立幼稚園の保育料については、見直しすることが妥当であるが、平成25年度市川市立幼稚園保育料については、据え置く事が望ましい。」とさせていただいております。

幼稚園保育料を見直す理由といたしましては、下記に3点をあげさせていただきます。1点目といたしましては、平成15年度から保育料が据え置かれていること、次に公立幼稚園が市内全域に設置されていないため、一部の市民の利用の対象になっていることから相応の負担があっても良いこと。

そして 3 点目が公立、私立幼稚園の保育料の差額を補助金だけで解消することは難しいことの 3 点となります。

市立幼稚園の保育料は保育にかかる園児一人当たりの経費をもとに決められているもので、その経費の算定方法については、人件費並びに物件費の合計額に各係数等の数値を加減乗除して得た額とする事が、過去の本審議会において承認されておりますが、その額については前回答申いただいた平成 20 年度からほぼ同額で推移してきております。

しかし、現在の保育料については、平成 15 年度に引き上げられてから 8 年間据え置かれているという状況となっております。また、一部の市民のみが利用可能となっていることから、相応の受益者負担があっても良いのではないかというご意見が出されたこと、さらに公立幼稚園と私立幼稚園の保育料の差額をさらに公費である補助金だけで埋める事は難しい状況である事を理由として、答申案に「市川市立幼稚園の保育料については、見直しすることが妥当である。」とさせていただきます。

次に保育料の見直しの時期については、前回の審議内容から、次の 4 点をあげさせていただきます。

1 点目は保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、保育料の見直しの時期は平成 26 年 4 月以降であること、2 点目は保護者への十分な説明期間を設ける必要があること、3 点目は平成 24 年 9 月議会での条例改正は、稲荷木幼稚園の廃園に関する条例改正から期間がないこと、最後に保護者の生活に直接関係する消費税の論議が、国において行われていることなどのご意見が出されたことを理由とさせていただきます。

審議の中では保育料の見直しの時期については、保育料の改定を説明した後に園児の募集を行う必要があることから、平成 26 年度以降の保育料の改定が適切であることが共通認識されているところです。

さらに、保育料の改定には条例の改正が必要となることから、平成 26 年度の保育料を見直すとなると、26 年度に年長児となる園児を募集する平成 24 年度の 10 月までに、保育料の改定を定めておく必要があることから、平成 24 年 9 月議会には条例の改正案を提出する必要があります。

今年の 9 月と申しますと、稲荷木幼稚園の廃園が平成 23 年 9 月議会で議決されてから 1 年間という短い期間であります。

議案内容は異なるものの、公立幼稚園の保護者に関わる内容であるということは共通であることから、十分な期間と丁寧な説明を行なうなどの特段の配慮が必要であると考えられます。

更に、保護者の生活に密接に関係する消費税の論議が国において行なわれていることを考慮する必要があるとのご意見も出されたことから、以上の 4

点を改正の時期の理由とさせていただきます。

先ほども申しあげましたが、平成 26 年度以降の保育料の見直しであることについては、共通の理解が得られておりますが、具体的な見直し年度についてはまだ定められていないことから、答申文の策定にあたり、さらに具体的にご審議をいただければと考えております。

最後に保育料の見直し額についてでございます。

保育料の算出については、つぎのことを参考に検討することとさせていただきます。保育料の見直し額については、明確な根拠のある数字を提示すること、現時点の保育料の見直しの額は 2,000 円程度とするが、社会情勢を鑑み検討することの 2 点でございます。

今回の審議会においては、従来からの方法による算出額のほか、この算出額に土地や建物等の減価償却額を加算して、本来かかっている経費を算出した上で、保育料の見直しについて検討すべきであるというご意見も出されたことから、算出資料を作成しその金額についても参考としてご審議いただいたところです。

これらのことを踏まえ、保育料の見直し額については、従来算定方法に基づいて算出した平成 22 年度決算額からの 12,390 円を根拠として、現時点においては 2,000 円程度の引き上げが妥当なもののご意見をいただいております。

しかし、本日の審議において保育料の見直し時期の具体的な年度が示され、また今後さまざまな社会情勢を勘案し、さきほど委員からのご意見として紹介させていただきましましたとおり、消費税についての動向なども注視して、その金額については最終的に決定していくことが望ましいのではないかと考えております。

以上のことから、答申書の本文では「平成 25 年度市川市立幼稚園保育料については、据え置くことが望ましい。」とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしく願いたします。

○高尾会長

ありがとうございました。ただいま答申素案及び答申理由について事務局から説明をいただきました。前回審議いただいた内容、方向については一応網羅されていると思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは答申理由、保育料の見直しが 3 項目となっておりますので、項目ごとにご意見を頂きたいと思っております。よろしく願いたします。

では保育料の見直しの理由は以下の 3 点によるという事の 3 点につきまして、ご審議をお願いいたします。それでは稲葉委員から。

○稲葉委員

内容的には網羅されているというふうに理解しています。今回は25年度の市川市立幼稚園保育料の答申という事で、答申の書き方がこうだと思うんですけど、ただこれでこう据え置くことが望ましいだけを書いてしまうと、今回は見直ししないで据え置くというふうにだけ取られてしまうのかなというふうに懸念しています。

もちろん答申の理由の中にちゃんとそれは謳われていたにしても、一応、毎年たとえば答申するのであれば、それで構わないことかもしれないですけども、基本的に3年に1回の見直しでしたっけ、そうすると28年度までは見直さないんだってというふうにとられないのかなってというふうに。

ですから、25年度市川市保育料については据え置く事が望ましいが、26年4月以降は見直す事が必要だとかってという答申の文の中にそれが入った方が、いいように個人的に思いました。

それとプラス前回の稲荷木幼稚園の廃園の時も、幼教審の答申はずいぶん前にちゃんと出ているのに、一般の保護者の方たちとかが私たちは聞いていないとか、全然知らなかったってという論議がずいぶん出た時期がありました。という事はもちろんオープンにしていたことでしょうし、色々な形で伝えていたにしても保護者とかいろいろな方たちがそれを知らなかったという、要するに広報っていうのはどこまで言うておくことによって、必要性が、どこまでがわかっているかという事をしないと難しいかなという事と、あとやはりパブリックコメントとかの時間のものもあるし、あと一部消費税の事がここに論議されてますけども、消費税だけが表に出てくるとなんかちょっと不合理なような気がします。というのは、今現在、電気料も上げる事が論議されている、じゃあ電気料も上がるんだからどうしようとか、いろんなものが当然併合して出てくる事はしょうがないと。

だから消費税が上がるから上げ幅を狭めようとか、上げるのをやめようとかいう論議で裏付けがないものになってしまうといけないので、できるならば答申の理由の中に消費税の論議は、私個人としてはあまりそぐわないのではないかというふうに思っています。

○高尾会長

それでは見直しの時期については2の所でやりたいと思いますので、まず保育料の見直しの理由の3点ですよね。

平成15年度から保育料が据え置かれているという事とそれから相応の負担があってもよいという事と、公私立の保育料の差額を補助金だけで解消するのは難しいという、この3つの点についてこれでいいかという事。では鈴木委員さん意見があれば。

○鈴木委員

私も保育料の見直しの理由について、この3点についてはいいと思います。

○高尾会長

よろしいですか。それでは富田委員さんいかがですか。

○富田委員

私も答申理由について、見直しの理由は話し合われてきたものも入っているし、自分の伝えなかった事も入っていますので異議はありません。

○高尾会長

それでは次、田邊委員さん。

○田邊委員

特にはありません。

○高尾会長

ないですか。では齊藤委員。

○齊藤委員

特にはありません。

○高尾会長

猪瀬委員さん。

○猪瀬委員

私も特にございませぬ。

○高尾会長

答申ですから少数意見といいますか、ここにもない意見でも結構ですので何かあれば、とにかく聞いておきたい。議事録に載せておきたいというのがありますので。

そういうことであれば一応、答申理由1番の保育料の見直しの理由の3点については、一応了承していただいたという事で、次の2番の方へ入ってきたいというふうに思います。

ではまず2番の方で、保育料の見直しの時期は以下の理由から平成26年度以降であることが望ましいというふうに、一応この前の審議会で意見をお聞きしました。その事も含めて、今回のこの4つの点につきましてご意見があれば伺いたいというふうに思います。

いかがでしょうか、では稲葉委員さんから。

○稲葉委員

先ほど2の方の部分にも入ったと思うんですけど、26年4月以降という事をやるのであれば、完全にその時期で明記をして、26年度以降ではっきりと打ち出すことでお願いしたいと。

その消費税っていうのが先ほど言ったように、なんとなくここに馴染みづら

いのかなというのは、個人的な意見です。

それと23年9月議会で稲荷木幼稚園の廃園をやっているから期間がないとかっていうのも、こことは直接、私個人的にはあまりいらぬというか、ここで論議する内容とは違ふのではないのかなというふうに思っています。

○高尾会長

では、鈴木委員さん。

○鈴木委員

私も平成26年4月から、つまり26年度から保育料を見直すというふうな形で明記して頂きたいなというふうに思っております。

保育料の見直しの中で平成15年度から保育料が据え置かれていると、つまりその期間がこんなに長くなったというふうに言っているわけですから、上げる時期に関しても、きちんといつからということをも明記して答申していただけたらというふうに思っております。

○高尾会長

それでは富田委員さん。

○富田委員

私はちょっと勉強不足なのかもしれませんが、やっぱり◎3つ目の条例改正とか議会で稲荷木幼稚園が廃園になると、なんで公立幼稚園の値段を上げなきゃいけないのかと。正直たぶん時間がかかるっていうのもよくわかるんですが、なんかこれが入ったことによって良くわからなくなってしまうね。

それと今まであまり消費税という問題について話し合っただけなのに、急に消費税って言われると、私もそうだ10%になるんだわって、なんか急に話が市川市の話から家庭のお金の問題になってしまっただけで、ちょっと話が違ふんではないのかなと。

すいません勉強不足なんですけど、そのようにパッと見た時にそう思いました。

○高尾会長

では順番に田邊委員。

○田邊委員

この文章の事うんぬんよりも、十分な保護者への説明期間というところで、やっぱり値上げにするからにはこの幼児教育振興プログラムにも入っている様に、預かり保育にしなくても「お楽しみデー」という形でも「リフレッシュデー」という形でも、全園がそれを実施できる状況にしてあげたりとかっていう内容面の見直しを、保育の中の、中身の見直しをきちんとしていただいた上で行ったほうがいいのではないのかと。

それをこちらの園の方で任せていただけるのであれば、私立幼稚園に準じた形で少し保育時間とか預かりとかというものを検討できないかなと思っております。

○高尾会長

内容の検討という事。

○齊藤委員

では、ちょっと教えてください。この答申の中で見直しという文言と改定という文言があるんですが、これはどう使い分けているのかな。普通私なんかは受け取る見直しっていうのは上げていくのか、それともこのまま行くのか、それを検討するのが見直しかなというイメージなんですね。今話されている見直しというのは改定の方なのかな。

○高尾会長

2は見直しの時期となっていますよね。その要点の一番最初の◎が改定となっておりますよね、その辺はどうなのかという。見直しなのか要するに改定なのか。

○高橋課長

今回ご審議いただいているのは諮問に対してのご審議という事で、諮問内容は平成25年度市川市立幼稚園保育料の見直しについてという事になっておりますので、答申の方でも見直しという言葉を使わせていただいております。

○齊藤委員

見直しした結果、改定するっていう事ですね。

○高橋課長

そうですね。

○高尾会長

よろしいですかね。

○齊藤委員

そしたら見直しが26年度以降ってなりましたっけ。

見直し時期が26年度以降ってなっているからでいいのかな。26年度以降が改定になるのじゃないかなって、そこで見直しって文言使ってもいいのかなって。

○高橋課長

見直しした結果、据え置きという事もあって改定っていうのは値段がおっしゃるとおり変更する事で、そのまま現状維持というのも見直しの諮問についての回答ではありえます。

○高尾会長

見直しした中で据え置きもあるし。

○齊藤委員

要するに値上げするっていうのは決まってないっていうことなんですね。

○高尾会長

それでよろしいですか。猪瀬委員さんまず意見を。

○猪瀬委員

私も特に詳しく勉強をしておりませんのでわからないのですが、先ほどからお伺いしておりまして見直しと改定っていうのはご質問がありましたように、私も26年4月近くになりましたら見直しをするのかなっていうか、保育料を改めてこういう形で審議するのかなって思って伺っていたのですが、今ちょっとそうじゃないという事をお伺いしましてわかりました。

それとやっぱり保育料の改定っていうんですか見直しをするっていうのは、幼稚園さんって2年間の幅があるって事は、すぐに説明の時間とかというのが長く費やされるっていうことで2年間の改定時期を設けるって事ですよ。前回そういうお話でしたので、それも理解しております。

なんとなく公立さん、公立幼稚園さんだから大変な所があるんだらうなって思いまして、民間ですと妥当な金額で上げていくって事になると本当に上げて保護者に通知して、入園をお願いするって事ではないかなって思いますので、何かなかなか改定をしたり見直しをしたりっていうことが、時間が費やされるのは、ここで勉強させていただいてわかりました。特にこの4項目については、特にそれ以上のことはございません。

○高尾会長

それでは石神委員さん、1の保育料の見直しの3点については了解が得られたということで話を進めています。

2点目で見直しの時期をどうするかという事で、4点並べられております。これについて今意見を伺ってるわけなんですけども、話としては見直しの時期は26年の4月以降という事はこの間の議論で、おおむね了解が得られたというふうに思っているんですが、その点はいかがですか。

○石神委員

私も今見直しをして26年以降また据え置き的事も考えられるとか、色々なとらえ方があるんだなと思いつつながら、私は26年4月以降上がるのかなとか、その解釈の仕方がそれぞれあるんだなということで、改めて文章を読みあげていたところなんです。

十分な説明を受けてないとか理解してないとか、さっき期間がほんとに必要なんだなって保護者の理解なしに進めるだけっていうのは本当にいけないというかね、道理に合っていないなって事、その難しさ、浸透するまで難しさがあるなと思いつつながら感じていました。

また 4 点目の所の、直接関係するってところに先ほどもご意見がありました
たが、あえて消費税って入れなくても文面の生活の事では結構厳しいんです
よって、これだけではない部分で保護者に訴えた時になんか意見がたくさん
出そうな、理解してもらえるのにこれだけを特にあげない方が、かえって理
解、浸透していくのかなとか思いながら、感じました。あとは理解しました。
ありがとうございます。

○鈴木副会長

すみません。たぶん消費税と言ったのは前回私だと思います。また更に国
の動向が変わっていったら例えば、こども園構想であるとか状況が変わって
いく中で、稲葉委員がおっしゃったようにやっぱり社会経済状況を鑑みとか、
そういう形にしておいた方がいいのかなと思います。

公私立幼稚園の今後については、どういう状況なのか、良く見ていかな
くてはいけないってことが 1 つ。

さらにやっぱり保護者の方には、丁寧すぎるくらい丁寧にやっぱり説明が
必要だという時間が必要というのと、同時に今、田邊委員がおっしゃったよ
うにやっぱり保育内容を考えていきたいという、そういう姿勢もすごく良く
わかるので、この 4 つの中で最後のその消費税うんぬんではなく、社会経済
状況に鑑みみたいなことの言い方にしていけば、良いのかなというふうに思
いました。あとはいいです。

○高尾会長

それでは、まずポイントが 4 つありまして、その中で平成 26 年 4 月以降で
あるという事は大体合意が得られていると思うんですね。そうしますと最
短でいつになるのかという様な事を入れる必要があるのかどうかという問題
になってきているんですけれども、最短では条例改正だとかという様な事も
含めていつ頃になりますか。

○高橋課長

最短という事でございますと、ここにも書かせていただいておりますが、
24 年の 9 月議会でご承認いただければその秋に募集することが可能になる
という事です。

そうするとその秋に募集いたしますと 26 年に年長児となるお子さんにな
りますので、26 年から値上げというのは可能です。

ただ前回のご審議の中においても 9 月と 10 月の間が一ヶ月しかないとい
う事で、十分な説明期間を設ける必要があるという、こちらの大きな 2 の上
から 2 つ目の◎の所でございますが、こちらの方がただ一ヶ月間しかない
という様な事になるという事でございます。

そこでそれ以降、24 年度中の条例改正をもって次の 25 年に募集をかける

というふうになりますと、27年度からの値上げという事にはなりますけれども、24年度中の条例改正が可能でございますので、約半年以上一年近くもある、周知期間があるという事になります。

○高尾会長

その辺はどうか。そうすると要するに26年4月以降という事にしておいて、そして最短では26年からできるけれども、説明期間をとったりするという事を考えますと27年からという事になりますか。その辺はどうか。石神委員さんどうですか。

○石神委員

幼稚園さんの方の保護者の色々なご意見とかがよくわからないんですけど、一ヶ月と聞いてしまうと短いなって。でもこう訴えた時にどう理解してその浸透度っていうのは幼稚園さんはどうでしょうか。

○高尾会長

そうすると田邊委員さんどうですか。

○田邊委員

前回の答申と全く質が違う、質が違うって言うと変なんですけど廃園と保育料というのはちょっと質が違うんですけれども、廃園の時には大変な苦勞をしております。

2万位の署名があつたりとかっていうのが、後からどンドンどンドン膨らんでいったことを考えると、一ヶ月で8園全部を回って市の方から丁寧に説明してもらった後、園長からも説明してって言うにはちょっと足りない気がいたします。

○高尾会長

そうすると27年であれば。

○田邊委員

27年の方が納得した、今この問題が起きて保護者への説明が不足しているって事を、この稲荷木の廃園の時にかなり出ておりますので、それをまたもう一度やるのかって事になってしまいますので27年からの方が。

○高尾会長

でその辺はどうか。鈴木委員さんとか稲葉委員さんはどうですか。

○稲葉委員

このあいだ前回の幼教審の時に2年間、要するに今から入る子が2年間同じ保育料で卒園させてあげようって事を基本に考えたやり方にすぐえばいいのかなっていう。

それを逆算したことによって24年度の募集は終わっているわけですから、今度新規で入る25、26の子が卒業して27年の4月からの改定であれば全く

大丈夫って話でしたよね、前回の時。

それに見合えばいいんです。それにこのあいだの話だと何となくそれでいいのかなという。ただ先ほど市民の方の認知期間というのを今議論されてますけど、じゃあ一ヶ月だとだめで一年だといいかってというのはそれはあまり、その盛り上がり方っていうのは色々火のつき方が違う事であって、また廃園と全く内容が違う事と、では1年遅れたからうちの子は助かったとか、そういう論議だけだと思うんですよ。

抜本的に質が変わるわけではなくて、うちの子はちょっとラッキーだったとか、引っかかっちゃう下の子がちょっとという、そんな理屈になると思うんですよ。

ですから逆に言うと今言ったように新しく入る子が、2年間その卒園できれば同じ金額でいいよっていう論議を、このあいだにした事に戻ればいいのかなと思っています。以上です。

○高尾会長

鈴木委員さん、どうぞ。

○鈴木委員

市議会の条例改正についてのルールとか細かい事がよくわからないので、みなさんのお話を伺うとそういう感じになるのかなという、その程度の納得の方法しかないんですけども、やっぱりきちんとかう、いつ何時からとかいくらくらとかっていうのを、明記していただかないとまた一からまた論議っていうのはちょっとロスが大きいなと思うので、是非その辺の所はきちんと答申として出していただけたらというふうに思っています。

○高尾会長

では事務局。

○高橋課長

稲葉委員のおっしゃる通り入った時から、2年間同じ金額という27年が一番すっきりするというのは、前回のご審議でいただいた中でご意見いただいたところがございます。

ただどこかで一学年だけ年長から上がるということもありますので、それが27年度であれば十分ご説明をして納得していただいた上で、公立幼稚園をご希望されてということが出来るという事で、さきほど稲葉委員がおっしゃいましたように27年度ということで前回お話いただきました。

また先ほど齊藤委員のほうからもお話ありましたように、見直しという言葉と改定という言葉がすこし私がかまとめました答申書の素案の中で混在しておりましたので、皆様に十分なお説明が出来なかった部分がありまして、申し訳ございませんでした。

見直しするという事は諮問の答申ではございますが、今回の答申案については見直しの中でも改定する、つまり値上げをするという方向でというご意見かと思っておりますので、そうしますとこの答申案の方も、本文の方ですね、見直しする事が妥当であるという所を「値上げを想定して改定をする事が妥当である」とか、また 2 番目の、見直しの時期というのではなくて「改定する時期は」というふうに直すという事も考えられますので、この辺はご審議いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○高尾会長

では、改定の時期はというような形でやっていただくと明確になるかなというふうに思います。

それでは今話が出ましたように平成 26 年 4 月以降ということにしまして、そしてその改定の時期は具体的にはですね 27 年度、27 年の 4 月からという形で行きたいというふうに思います。

そこで 2 の◎の 2 つ目の保護者への十分な説明の時間を設ける必要があること。これはその上からの繋がりですから、これはこれでいいと思いますが、3 つ目の平成 24 年 9 月議会での条例改正ここまではいいですが、先ほど意見として出ました稲荷木幼稚園の廃園ということとあまり関係ないんじゃないかという事なんで、この辺をどういうふうにするかという事が問題点になっていると思いますが、その辺の意見を頂きたいと思いますが、どうですか、これはとっても変じゃないかという意見ですが、鈴木先生どうですか。

○鈴木副会長

やはりこれはきちんと行政が責任を持って出す事なので、保護者への十分な説明期間を設ける必要があること、という上に含める形でもいいのかなという感じで、たぶんパブコメとか広報とか色々な方策をお持ちだと思いますのでという事で。

○高尾会長

入れておくという事で。

○鈴木副会長

いやどうなのでしょう。議会の条例改正って必要ですかこれ。

○稲葉委員

私は全くいらないと思います。

○高尾会長

条例改正もいらない。

○稲葉委員

私はいらないっていうふうに。それはどうしてかっていうと期間が空いた

から出していいとか、短いからいけないって論理がここに入れる必要性は、要するに狙っている内容が違うと思うんですよ。

これは条例改正から期間がある、でも現実的に改定時期は27年4月であれば十分な期間は得てるわけであって、改定の時期としてはもう申し分ない3年以上送る事になるわけということと、提案するとこのあいだはこう言ったばかりなのという論議の話し方だと思うんですね。

ですから他のこれを論議したから、これとはイコールにはならないので、わざわざ載せる必要性はないんじゃないかなってというのが本音です。

○高尾会長

そのあとの稲荷木幼稚園の廃園の部分はどうですか。

○稲葉委員

稲荷木も。だからこの◎1個全部いらなくなつて。要するに稲荷木が廃園になることと保育料が上がることはリンクするわけではないのでと思っているんですけど。

○高尾会長

では鈴木委員さん、ご意見を。

○鈴木委員

私も同じです。この辺はちょっと理解しがたくて、これはちょっと役所の論議かなって感じなのでいらないと思います。

○高尾会長

それでは順番に富田委員さんどうですか。

○富田委員

私も値上げが話された後で廃園の条例改正が9月、こっちも9月ってなっている。全く分からないっていうのと、なんか急に公立をいじめる様な、全くそういう話ではないのに2つ同じ場所にのせてある事によって、今までの話し合いが無になってしまうというか、「急に公立ばかり」「こう私たちばかり」ではないですけど、つらい思いをしなくてはいけないと思うような内容がわざわざ入ってるのかなという気はします。

○高尾会長

はい。田邊委員さん。

○田邊委員

特に入れなくても、私は勘違いしてて26年の4月から保育料が上がるという事だと思っていたものですから、かなりこれは近い期間だなっていう事を確認できるためにたぶんそういう思いがあつて、これが出てるのかなっていうふうに思ったものですから、それが27年4月って事になればそれはなくて、ここになくていい事なのかなと思います。

○高尾会長

では齋藤委員

○齋藤委員

私も直接、保育料改定とは関わりがないかなというふうに思っています。ただ心情的に廃園にしてまた改定か値上げなのかっていうと、心情的にそういう気持ちもあったのかなという様な気がいたします。直接には関係ないと思います。

○高尾会長

では石神委員。

○石神委員

私も期間がないことから心情的なことを入れたかと思いますが、期間が出来たっていう事では入れなくてもいいのかなと思います。

○高尾会長

それでは猪瀬委員さん。

○猪瀬委員

全く同じですね。ダブルで公立の保育料の改定をイメージ的に、さつき田邊先生がおっしゃっていたように稲荷木さんの廃園の時にいろんな署名運動が起きた後に、また保育料の改定をする時に、こういうものを載せると余計にいろんな事が思い出されていくのではないかと感じました。

入れなくてもいいのではないかと感じます。

○高尾会長

事務局の方はどうですか。これを入れる必要性について。

○高橋課長

事務局の方といたしましては、先ほど田邊委員がおっしゃった様に26年の4月という事ですと、先ほど申し上げたように24年度からという事になりますので、やはり心情的なものもございしますが、27年度の4月という事でございましたら入ってなくてもとは思いますが。

あともう1点よろしいでしょうか。先ほど稲葉委員の方から2年間同じ保育料が望ましいという意見が出されたという事でございしますが、27年4月からという事になりますと、もう入っている、すでに入られている26年度に入られたお子さんが年長になった時については年長時から上がるという事で、26年に入ったお子さんが、26年に年少、27年度に年長となるお子さんですね、が年長時から値上げになるという事の説明をするという事が可能になるという事です。よろしいでしょうか。

○高尾会長

それはそうですね。

○高橋課長

よろしくお願ひいたします。

○高尾会長

それはこういう事ですね。

この◎で言いますと1番は置いておいて26年4月以降と、実際には27年4月からという事で、文章化するという事ですね。それと2つ目の保護者への十分な説明期間を設けるという事は残しておくという事で、3つ目の◎はカットするという事ですね。

そして4つ目ですけども保護者のというよりも社会経済情勢を鑑みみたいな文言でここは入れていくという事でいかがでしょうか。

○稲葉委員

ちょっといいですか。

それはごもっともなんですが、鈴木委員が言われている通りなんですが、これが社会情勢を鑑みに改定時期を考えちゃうのか額で考えるとしたら、下の中で社会情勢を鑑み検討する、額で考える、ここでこれが入ってしまうと、そこで考えちゃうとまた27年より遅らす事もつていう考えに至ってしまう。それで額で調整がされれば27年4月はもう改定をします。で社会情勢を鑑みてその額が検討で、3番にあればいいのかなというふうに思いました。

○高尾会長

この下にあります3番に、2,000円の、額はまたあとで議論しますけども社会情勢を鑑みという事が入っていますので、そうすると2番の方の◎の4つ目もカットすると、ということによろしいですか。

それでは、2番は◎の1と2とプラス平成27年の4月からと、改正時期はそういう事で文言を訂正するという事によろしいですか。

それでは2番の保育料の見直し時期についてはそうさせていただきます。

それでは、3番の保育料の見直し額の算出という事でありましてけれども、このことについてご意見を願ひしたいというふうに思っています。では稲葉委員さん。

○稲葉委員

特別勘ぐっているわけではないんですけど、見直し額は2,000円を増額するのか見直しというのは下げる事も見直しなんですよね。改定するという事は上がる事もあるし下がる事も改定なので、ここは見直しが要するに増額の裏付けとか言葉の、要するにものがないとなんとなく信用してないわけじゃないんですけど、それだけ欲しいなと思いました。

○高尾会長

それではどうぞ。

○鈴木委員

稲葉委員のおっしゃる通り、保育料の改定額の算出はという事で見直しではなく改定、そのあとも保育料の見直し額についてはあっていうところがあるのでそこも改定、でその次の保育料の見直し額はという所も改定なり値上げ額とかいう、もう少しはっきりした言葉で示していただけたらと思います。

○高尾会長

はい。他に富田委員さん

○富田委員

特になしです。

○高尾会長

よろしいですか。では次、田邊委員さん。

○田邊委員

金額的なことですか。

○高尾会長

それと上の段の明確な根拠のある数字を提示するという事。

○田邊委員

大丈夫です。

○高尾会長

明確な◎の 1 つ目の見直しについては明確な根拠のある数字を提示するという事と、それからその下はですね改定額は 2,000 円程度の増額とするとかね、というふうな形で明確にしておくという事をお願いしたいと思います。社会情勢をみて検討すると、それはよろしいですか。

○高橋課長

いろいろご意見ありがとうございました。

答申の本文の方で先ほど見直しと改定という事で、お話をさせて頂いたんですがもちろん 2000 円を値上げという事で、ご審議いただいた中においての素案というふうにこちらも考えていたのですが、やはり文言の統一という事で最初の 1 番上でございますが、答申「市川市立幼稚園の保育料については見直しすることが妥当であるが」という部分を「引き上げることが妥当であるが」とか、そういうふうに言ってしまった方が、よろしいですか。

そうしますと下の先ほどの文言の中においても「見直し額の」というところ、「引上げ額」というふうに直すという事で統一させていただくことでもよろしいでしょうか。

○高尾会長

とにかく値上げするわけですから、上げるっていう事を明確にした方がいいと思って。

それでは、そういうふうにさせていただきますという事でお願いいたします。それでは、これで2回の審議を踏まえまして、事務局から提示されました答申書の素案について十分にご審議がいただけたというふうに思います。いかがでしょうか、それでよろしいでしょうか。

それでは次回は、次年度となりますけれどもこれまでの審議を踏まえて、答申内容を検討して決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局からその他の、幼児教育振興プログラムの評価についてお願いいたします。

○大野課長

それではその他といたしまして、市川市幼児教育振興プログラムの評価という事で前回、前々回とご意見をいただいた所でございますが、前回の審議会で頂きましたご意見を、A3の綴ったもので参考資料3、平成22年度幼児教育振興プログラムの主な重点事業の評価という所の1番右の欄ですね、ご意見を入れさせていただきました。

具体的にご意見をいただいたのは、1番最後のページの幼児教育センターの開設という所でございます。

そのような形で頂いたご意見を入れさせていただいて、今回のプログラムの評価とさせていただきたいという事で、資料のご提示という事でございます。よろしくお願いいたします、以上でございます。

○高尾会長

それでよろしいですか。説明はいいですか。

それでは、プログラムの特に6ページに具体的に示されているという事でございます。ありがとうございます。

その他次回開催の日程につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○大野課長

先ほど会長の方から、次回の審議会において答申内容を決定していくというふうなお話がありました。今回箇条書きでまとめさせていただいてるんですが、本日いただきましたご意見をもとに、答申の形に事務局の方でご意見をまとめさせていただこうと思っております。完全な答申の原本の形にして皆さんに見ていただいて、そこでまたご意見いただくという様な形を考えてございます。

それで次回ですが、年度が替わってしまいます。平成24年度第1回審議会という事でございますけれども4月23日の月曜日の午後に予定してございます。

会議室はまだ決定できませんので、今月末に決まりましたら開催日程について、ご連絡申し上げたいと思います。以上でございます。

○高尾会長

それでは、どうもありがとうございました。

これを持ちまして第4回幼児教育振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

14時30分終了